

＜在学採用（二次募集）＞

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）

の申込手続きについて【多子世帯の授業料等減免含む】

◎重要◎

『**多子世帯の授業料等減免**』のみ申請希望の場合であっても、日本学生支援機構 給付奨学金への申請が必要です。

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）の申込を希望される方は、申込前に下記の「1.日本学生支援機構奨学金【給付】（授業料等減免）の制度について」記載の「[給付奨学金案内](#)」の該当ページ（※）をよく確認してください。また、下記 1-4-①の収入基準に該当しない場合でも、後述の『**多子世帯**』に該当する場合、給付奨学金は受給できませんが、授業料等減免を受けられる場合があります。

※紙で配付している「奨学金案内ダイジェスト」ではなく、WEB 公開している「給付奨学金案内」をご参照ください。

本要項の概要

1. 日本学生支援機構奨学金【給付】（授業料等減免）の制度について …… 制度説明
2. 提出書類について …… 大学への提出書類
3. 応募から採用決定までの流れ・スケジュールについて …… 手続きのスケジュール

1. 日本学生支援機構奨学金【**給付**】（授業料等減免）の制度について

1. 日本学生支援機構給付奨学金とは：「給付奨学金案内」P.2・4

※多子世帯については、後述の「10. 多子世帯に対する大学等の授業料等無償化(減免)について」を参照

2. 募集時期について：「給付奨学金案内」P.5

3. 支給対象者の要件（学業成績等に係る基準）について：「給付奨学金案内」P.8・36～37

※申込時の基準は「給付奨学金案内」P.8（2）学業成績等に係る基準

採用後、本奨学金を継続するための基準は P.37 適格認定（学業成績等）【適格認定における学業成績の基準】を参照してください。

※標準単位数とは、卒業に必要な単位数を最短修業学期数〔8〕で割った値に、前年度終了時点での在籍学期数（休学した学期は除く。）を乗じた数です。

※秋採用では、1 年次生は高等学校等における評定平均値、2 年次生以上は前学年末の累計 GPA で審査されます。

※前年度までの単位修得状況・GPA について、本人に帰責性のないやむを得ない事由により、学業成績等に係る基準に該当しない見込みの場合、申請前に学生部に申し出てください。

4. 支給対象者の要件（家計基準）について：「給付奨学金案内」P.9～13

※家計基準は以下の収入基準・資産基準のいずれにも該当する必要があります。

<①収入基準>

本人と生計維持者（原則父母）の収入状況によって、第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に分類され、区分によって給付奨学金の月額や授業料等減免額が異なる。

（「給付奨学金案内」P.9（3）、支給金額は P.15 を参照）

収入基準の目安については、「給付奨学金案内」P.9（3）②の収入・所得の上限額の目安の表を参照するか、P.10 上段の「進学資金シミュレーター」にアクセスして、おおよその目安を必ず確認すること。

・収入状況が第Ⅳ区分に該当する場合、以下いずれかに該当すれば基準を満たします。

（1）多子世帯：以下のうち、いずれか小さい方の数が 3 以上である場合に該当します。

- ・奨学金申込時に入力したあなたの生計維持者の扶養親族のうち、
生計維持者の子どもに該当する者(自身を含む)の数
- ・生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

（2）理工農系の学科に在籍：情報数理学部の方が該当します。

※第Ⅳ区分に該当する情報数理学部の方で多子世帯の場合、多子世帯としての支援となります。

（詳細は「給付奨学金案内」P.17 を参照）

<②資産基準>

学生本人と生計維持者（原則父母）の資産額の合計が基準額未満であること

（基準額については、「給付奨学金案内」P.11 を参照）

5. 支給対象者の要件（その他の要件）について：「給付奨学金案内」P.6～7、14

※大学等への入学時期等に関する要件…高校卒業後 2 回までの浪人は可

（その他の要件の詳細については、「給付奨学金案内」P.6～7、14 を参照）

6. 支給期間と支給金額について：「給付奨学金案内」P.15・17

・支給期間…採用後、正規の卒業時期まで

・支給金額…生計維持者（原則父母）の収入基準で決定する支援区分と通学形態によって異なる

る

「給付奨学金案内」P.15 上段の表「大学・私立」の金額をご参照ください。

※自宅外通学を選択した場合は、採用後に証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要となります。

※自宅外通学者は、自宅外証明書の審査が完了するまでは「自宅月額」が振り込まれ、
審査完了後、自宅外通学となった月に遡及して自宅外月額に増額になります。

審査完了後（書類提出の 2～3 ヶ月後）に自宅月額と自宅外月額の差額分が
まとめて振り込まれる予定です。

※第Ⅳ区分（多子世帯）に該当する場合は、給付奨学金と授業料等減免が受けられます。
第Ⅳ区分（理工農）に該当する情報数理学部生は、授業料等減免のみ受けられます。
詳細は「給付奨学金案内」P.17 を参照。

7. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額の制限について：「給付奨学金案内」P.19～21

第一種奨学金を受給されている方は、給付奨学金の支給を受けている期間中、第一種奨学金の貸与月額が「給付奨学金案内」P.19（多子世帯でない方）、P.21（多子世帯の方）の表のとおり自動的に減額されます。（大学・私立の金額を参照）

8. 支給方法について：「給付奨学金案内」P.22

指定できる振込口座は、本人名義の口座のみです。

※外資系銀行、インターネット専業銀行（例：楽天銀行、PayPay 銀行など）等、指定出来ない金融口座が一部あり。詳細は「給付奨学金案内」P.22 の取扱金融機関を参照。

9. 授業料等減免について

- ・ 二次募集で採用された方は、2025 年秋学期より減免されます。春学期分の授業料減免および 2025 年 4 月入学者の入学金減免はありません。
- ・ 給付奨学金に採用になった方は、支援区分に応じて授業料の減免を受けることができます。
- ・ 第Ⅰ区分対象の方は半期 35 万円（年間 70 万円）の授業料減免を受けることができます。
- ・ 第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ区分対象の方は原則半期 35 万円（年間 70 万円）の $\frac{2}{3} \cdot \frac{1}{3} \cdot \frac{1}{4}$ の金額となりますが、多子世帯に認定された場合は半期 35 万円（年間 70 万円）の減免を受けることができます。

※詳細は「給付奨学金案内」P.38 3.減免額（年額）を参照。

10. 多子世帯に対する大学等の授業料無償化(減免)について P.18・21

概要

- ・ 本制度は、「高等教育の修学支援新制度」の授業料等減免支援に拡充される形で実施されます。
- ・ 授業料減免額は半期 35 万円（年間 70 万円）となります。学納金の支払いが完全に無償化される制度ではありません。また、現時点で第Ⅰ区分に該当し、減免を受けている方へ追加で支援が行われるものではありません。

対象者

- ・ 申請者の生計維持者の扶養する子どもが税制上 3 人以上いる世帯が対象です。
- ・ 本制度の「子ども」とは扶養する【生計維持者の子(養子含む)】【生計維持者の年下の親族】を指します。
- ・ 「学業要件」(3.支給対象者の要件参照)および「資産要件」(資産額 3 億円未満)を満たす必要があります。
- ・ 扶養する子どもの人数は、マイナンバー情報を通じて日本学生支援機構が確認します。
そのため、原則として申請時点で確定している前年以前の年末(12 月 31 日)時点の住民税の

課税情報によって審査が行われます。

【参考：判定に用いる住民税の課税情報】

2025 年秋学期申込み→ 2024 年 12 月 31 日時点

- ・ただし、申請時点のマイナンバー情報に反映されていない「新たに出生した実子」が所定の期間内にいる場合は、申込時に別途書類で申告することで扶養する子どもに含まれます。該当する場合は、申請時に学生部にお申し出ください。
- ・両親が離婚等を行い、判定に用いる住民税の課税情報では現在の生計維持者に税法上 3 人以上扶養されていなかった場合、文部科学省による個別の審査により認められる可能性があります。該当する場合は、申請前に学生部にお申し出ください。

例：判定時 2024 年 12 月 31 日時点の世帯構成→母・父・本人・弟・妹（父が 3 人扶養）

申請時 2025 年 10 月 01 日時点の世帯構成→母・本人・弟・妹（母が 3 人扶養）

→この例において、2025 年秋学期の奨学金申請においては、生計維持者としては母のみを登録することになるが、判定に使われる 2024 年末の税情報では母が扶養していた扱いとならないため、通常の審査では多子世帯としては認定されません。

11. 2025 年度秋学期分の学納金および授業料等減免について

学納金の納入期限は原則 10/31（金）ですが、高等教育の修学支援新制度を申請される方は、申請と同時に延納願を提出したものとみなし、1/20（火）まで納入期限を猶予いたします。

- ・学納金はいったん、全額納入していただきます。

後日、支援区分が確定しましたら、区分に応じた減免額を振り込みにて還付します。

※納入にはすでに発行された納入用紙を使用しますので、破棄しないようご注意ください。

※学納金の納入が 1/20（火）までになされない場合は、理由の如何に関わらず除籍となり、学籍を失いますので必ず期日までに納入してください。

2. 提出書類について：下記＜提出書類一覧＞①～⑤を参照

＜提出書類一覧＞ ※貸与奨学金を申し込む場合、重複した書類を提出する必要はありません。

①【全員提出】奨学生情報記入シート

②【全員提出】スカラネット入力下書き用紙

※注意事項および「スカラネット入力下書き用紙（記入見本）」を参照し、記入してください。

③【1 年生のみ全員】出身高校の調査書（評定平均値記載のもの）

※最終学年の最終学期の情報まで含まれたものをご提出ください。

例：高校 3 年生の 12 月に発行したものは、最終学期の情報がなく不備。

④【該当者のみ】在留資格及び在留期間が明記されている証明書

※外国籍の方は、給付奨学金案内 P.14(在留資格)・P.26(必要書類)を参照すること。

- ⑤【該当者のみ】18 歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類
- ※給付奨学金案内 P.3(用語の定義)・P.12(生計維持者)・P.26(必要書類)を参照すること。

3. 応募から採用決定までの流れ・スケジュールについて

- (1) 奨学金の申請に必要な書類を揃えて、下記のとおり提出してください。

<提出方法>

所属校舎の学生課窓口にてご提出ください。(郵送での提出不可)

1～2 年生および国際学部・情報数理学部生（1～4 年生）：横浜学生課（横浜校舎 1 号館 1 階）

3～4 年生（国際学部・情報数理学部生以外）：白金学生課（白金校舎 本館 1 階）

末尾記載の窓口時間を厳守の上ご提出ください。

<提出場所>

※提出後に書類の不備、不足等があった場合は、
電話（横浜:045-863-2029／2030 白金:03-5421-5157）または MG メールにより学生部から学生本人宛にご連絡します。電話に出られなかった場合は、必ず折り返しご連絡ください。
また、上記の電話番号をスマートフォンの電話帳に登録しておくようにしてください。

<提出期限>

9 月 19 日（金）～ 10 月 3 日（金）まで

※提出期限については、原則として 10 月 3 日（金）ですが、

事情により提出できない場合については、10 月 31 日（金）まで申請可とします。

ただし、通常のスケジュールよりも遅くなるため、採用結果発表は早くても 1 月以降になります。

- (2) 提出書類のチェックが完了後、書類不備等がなかった場合は、スカラネット入力用のユーザ ID・パスワード、「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット、および大学チェック済のスカラネット入力下書き用紙を申請先の学生課窓口にてお渡しします。
- ※不備があった方にはご連絡し、不備解消後、お渡しします。

- (3) パソコンまたはスマートフォンからスカラネット入力をする。

上記（2）で大学から渡されたスカラネット入力用のユーザ ID・パスワードと「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載された申込 ID・パスワードを入力してログインし、スカラネット入力下書き用紙の内容を入力します。入力後に表示される受付番号をスカラネット入力下書き用紙 P.1 の所定欄に記入してください。

※スカラネットでキャンパスの郵便番号を入力する際は、**所在地の郵便番号（横浜:「244-0816」、白金:「108-0071」）を入力してください。**事業所の郵便番号（横浜:「244-8539」、白金:「108-8636」）を入力するとエラーとなります。

【入力期限: 10 月 10 日（金）】

- (4) スカラネット入力後、スカラネット「メインメニュー」画面の左下にある「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押し、生計維持者の分を含めてマイナンバーおよび住民票住所を入力

する。

【入力期限：10 月 10 日（金）】

- (5)「奨学金確認書兼地方税同意書」に身元確認書類を貼り付けた上で専用封筒に入れて、郵便局窓口にて簡易書留で日本学生支援機構に郵送（提出）する。

※郵送（提出）先は大学ではありません。

【提出期限：10 月 17 日（金）】

- (6)【該当者のみ】学修計画書を提出する。

1 年生は高校の評定平均値の基準を満たしていない場合、2～4 年生は通算 GPA 値の基準を満たしていないが、標準取得単位数の基準は満たしている場合に、学修計画書の提出が必要となります。

※条件については、「給付奨学金案内」P.8 の学業成績等に係る基準の表を参照してください。

※提出対象者には、11 月頃に大学ポータルサイト ポートヘボンにて連絡します。

なお、GPA 値等の基準を満たさず、標準取得単位数も満たしていない場合は学力基準非該当により不採用となることが確定し、学修計画書の提出対象にならないためご連絡いたしません。

- (7)採用者が発表され、初回の奨学金が支給される。【12 月上旬頃】

- (8)採用者となった場合は、学生部から採用関係書類を受け取る。【12 月下旬頃】

※詳細は、12 月上旬にポートヘボンで周知予定

- (9)採用関係書類に含まれている提出書類を学生部に提出する。【提出期限：1 月下旬頃】

◎提出・入力期限は厳守してください。一部書類が揃わない場合は、以下の問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先・書類提出先】

1～2 年生および国際学部・情報数理学部 1～4 年生：（明治学院大学） 横浜学生課

TEL：045-863-2029

メール：gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp

窓口時間：平日 9：30～11：45、12：30～16：30 土曜 9：30～12：00

3～4 年生（国際学部・情報数理学部生以外）：（明治学院大学） 学生課

TEL：03-5421-5157

メール：gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp

窓口時間：平日 9：30～11：45、12：30～16：00 土曜 9：30～11：45

以上